

#### 4. 森田倫代研究員による考察

今回、「乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防」、「アトピー性皮膚炎対策、体調不良児の保育」についての保育園での取り組みを研究する機会を得ました。その中で感じたことと、「虐待」「乳幼児の保育に関する相談・助言」についても少し触れたいと思います。

##### 乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防

乳幼児突然死症候群についてはその対策についての保育園での対応に関するものがなかなかありません。どのように対策を行ったらよいのかを考える上で、秋田県、大阪府で独自に作成したビデオは非常に参考になりました。また、インターネットでは過去に子どもさんを乳幼児突然死症候群で亡くした経験を持つ園の園長先生や保護者の方の生の声を見つけることができました。その中で気づいたことやその後実践している具体的な保育の仕方を知ることができ、マニュアルを作る際の参考にさせていただきました。

「アトピー性皮膚炎」「体調不良児」などとは違い、ほとんどの保育士も、保護者も実際に経験したことがありません。そういう中で対策を行っていく上で、例えば、5～15分毎の呼吸確認の必要性を実感として感じにくいのが現状です。また、それを記録として残しておくことの重要性も分かりにくいようです。この方法が最良の方法であるのかもわかりません。

また、心肺蘇生法についても、実際に行わなければいけない状態を経験した職員は幸いと言えますがひとりもいません。研修で人形を使いやってみると、前に研修を受けたことのある職員でも戸惑います。少なくとも1年に1回の研修を受け、マンネリ化した気持ちを引き締めていくことが必要であると考えます。

指針で取り上げられたために、県や市の監査でも、保育の内容に関することに重点をおかれた質問や指導を多く受けました。その中で、園内を実際に見学していく中で0歳児の担当チームに「子どもが眠っているが、どのように安全を確認しているか」と尋ねたようです。職員はマニュアルに準じて実際に行っている内容を応えることができました。そのような機会があると、職員の意識はまた増大するでしoux。それぞれの園がどのように対策をとっているか考えることができる機会を与えられることにもつながると思います。

##### アトピー性皮膚炎対策

アトピー性皮膚炎は実際にどの園でも増えており、除去食が必要な子どももいます。その中で、実際どのように行っていくかは事あるたびに話し合い、その時々最善と思う方法を考えを行っています。私自身がアトピー性皮膚炎をもっていたり、看護婦が自分の子どもがアトピー性皮膚炎だったりということがあり、身近に感じる事例が多く、それぞれの立場も理解しやすいようです。また、保育士、看護婦、栄養士、調理員の連携がうまくいかないと実際に行っていくことが難しくなります。そのためのマニュアルが必要であると共に、話し合いをしっかりと、マニュアルの理解を同じようにしていることが前提になります。マニュアルは作っても作っただけでは何にもならず、それを実践してこそ生きるものです。実践していく上で不都合が生じれば作り直さなければいけません。

## 体調不良児の保育

体調不良児に関しては、保育園での認識が一昔前とはずいぶん違ってきています。37度あればお迎えをお願いしていたこともあります。色々な研修を受けているうちに熱だけでは判断できないことが分かりました。また、子どもは大人より熱が高めであるし、1日の中での変化も大きいことが分かりました。そこで、子どもの体調を判断するために、その他の項目をチェックする必要があることも分かりました。

子どもが不調であれば自宅で療養することが一番良いことは変わりません。しかし、仕事を持っている保護者が子どもを迎えに来ることができない場合は、保育園で安静に過ごすことになります。体調不良であっても、多少熱が平熱より高い程度では保育継続可能と考えるようになりました。保育園には保健室を設けることになっていますが、実際に作っても、そこに常駐する職員はいません。そこで、事務室のコーナーにベッドを置き、保健コーナーを設けるところが多いようです。看護婦がいるところでは看護婦が看ることが望ましいのですが、0歳児保育に配置されていることが多く、実際に保育に携わっているとそうもいかないことがあります。体調不良の様子を見てお迎えが必要か、どのような対応が望ましいのかの判断をし、保育士に託します。学校の保健室の養護教員とはまた役割が違います。

ここで今後、整理していかなければいけない課題としては、保育園での看護婦の業務内容です。保育士とは違う視点で、また、保育士の保健看護に対する知識の補完をするという意味で、看護婦の存在はとても貴重です。ただ、看護婦は病院での看護を中心に養成されているので、保育園での業務に違和感を持つ人も多いようです。病院では医師の指示の下で動きますが、保育園には医師がいないので自分で判断をしなければならないことも多いのです。保育士とはまた、職務が違うため、その視点の違いから孤立感を感じることもあると考えられます。

今後、保育士の保健、看護知識、看護婦の保育力がますます必要になってくるでしょう。その「保健」と「看護」の部分の重なりが多くなればより良い保育看護が実践できると考えられます。保育士と看護婦はどのような視点で違いがあるのでしょうか。お互いに理解していない点はどんなことでしょうか。病児保育協議会では独自にチェックリストを作成し、試験的にいくつかの施設で行ってもらいました。その結果、施設長、保育士、看護婦で、結果がぜんぜん違っていることが分かりました。当然のことながら、管理面では施設長、保育内容に関する事項は保育士、保健面では看護婦がよく理解し実施しています。その結果を踏まえ話し合いを行ったとき、それぞれの職種ごとにチェックリストを作ったほうが良いのではという意見も出ました。しかし、これは、それぞれの業務を理解していくこと、それぞれの弱点を知ることには有意義と思えるということで、一つのチェックリストを用いるということになったと思います。このようなものを利用し、お互いの業務を理解する機会を得られると良いと思います。

今度の保育指針の第12章の「健康・安全に関する留意事項」では「嘱託医」や「かかりつけ医」との連携が多く求められています。保育所と嘱託医は綿密な連携を取ることが望ましいでしょう。看護婦が常駐していても、それで十分とはいえません。看護婦が指導を受けられたり、相談に乗っ

てもらえるような関係になると良いでしょう。そのためには、嘱託医に保育園を理解してもらうことが大切でしょう。また、保護者への啓蒙のための講演会なども開催されると望ましいと思います。

### 虐待や乳幼児の保育に関する相談・助言

「虐待などへの対応」も新しく加わった項目です。「虐待」をしていると意識がない人が多いようです。ネグレクトといわれる虐待に関しては特に意識が薄いと感じます。車や家に子どもを一人で置いてくる。朝食を食べさせない。夜、遅くまでゲームセンター、パチンコ、居酒屋、カラオケ等に連れまわす。そのようなことをまさか虐待とは思っていません。また、たたく、蹴飛ばすなど身体に実際に傷を与えるような行為を行っても、それはしつけであり、当たり前のことと考えているようです。子ども自身も、たたかれることは自分がいけないのだから他の人に気づかれたくないという自己防衛の意識が働きます。親が虐待していても、子どもは親をかばうといいますが、それは親のことを思いかばっているという場合だけでなく、自分がいけないと刷り込まれていたり、他の人に言ったことが親に伝わることにより今まで以上に責めることが予想される場合もあるのだと思います。「話していいよ」誰かが、自分のことを良いことも悪いことも含めて受け入れてもらえるという信頼関係ができれば良いのですが、それがなかなかむずかしいでしょう。

そして、これは虐待をしている保護者も同じです。保健婦が通報を受けて話しにくいと、自分の抱えている問題を「話してもいいのですか？聞いてもらえるのですか？」と聞かれたといいます。どんな問題も自分ひとりで解決していくしかないと感じている。父親である夫にも話を聞いてくれないので相談できない。中には、母親の問題だと責められる。だから、話さなくなる。虐待をする母親は小さいときに虐待にあっていたり、配偶者から暴力を受けている場合が多いといいます。身体的な暴力だけではなく、心理的な暴力を受けている場合も少なくないと感じます。

虐待は子どもの問題ではなく、虐待をする側の問題です。子どもに関しては親から離し保育するお手伝いはできます。保護者の方の気持ちを受け入れ、話を聞く機会も得、一緒に悩むことはできます。しかし、保護者の方がどのように指導を受け、どのような治療を受ければよいのかは保育園では判断しかねます。そんな時に保健所や児童相談所との連携が必要になります。どこにつなげればどのような援助が受けられるのか。そのあたりを整理し、うまくつなげていくことが保育所の役割でしょう。虐待に関しては虐待をしてしまう親を救う機関が早くできればよいと思います。それが本当に子どもを救うことになるでしょう。それをせず、子どもを養護施設から戻し、うまくいわずに虐待から死亡にいたってしまった例が報道されました。子どもが目の前にいないときはとても愛しく、かわいそうなことをしてしまった、一緒に暮らしたいと思います。それも本当の気持ちです。でも、実際にまた子どもと一緒に暮らすと思い通りに行かないことが多く、虐待をしてしまう。根本が解決されていないわけですから無理なことかもしれません。

保健所では、とにかく子どもを安全な場所に離し、子どもを守るということが第一だといわれます。保護者の問題は児童相談所に精神科の医師がいて相談に応じてくれるようです。そのような機関にうまくつなげることができるように保護者の気持ちを受け入れ、信頼関係が築かれるように対応していくことがこれからの保育園に求められていくことでしょう。

